

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

なお、本入札は年度開始前の契約準備行為であるため、本契約にかかる令和8年度予算が議決され、その執行が可能になったときに効力を生じるものとする。

令和8年2月16日

契約担当者

兵庫県立姫路特別支援学校長 高橋 幹夫

1 調達内容

(1) 業務件名及び数量

兵庫県立姫路特別支援学校機械警備業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和8年4月1日 から 令和13年3月31日 まで

(4) 業務を行う場所等

兵庫県立姫路特別支援学校（兵庫県姫路市四郷町東阿保476番地1）

(5) 入札方法

上記(1)の件名について入札に付する。

入札書に記載する金額は、月額とする。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

（入札参加資格審査窓口）

兵庫県出納局物品管理課 電話（078）341-7711 内線75787

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 上記(1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒671-0247 兵庫県姫路市四郷町東阿保字下戸明476番地1

兵庫県立姫路特別支援学校 担当 中山

電話（079）285-3765 F A X（079）285-2039

電子メールアドレス Himeji_shien@pref.hyogo.lg.jp

(2) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
令和8年2月16日（月）から同月24日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで

(3) 開札の日時及び場所

日時 令和8年3月6日（金）午後1時から

場所 兵庫県立姫路特別支援学校事務室内（兵庫県姫路市四郷町東阿保字下戸明476番地1）

(4) 入札書の提出期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、令和8年3月6日（金）正午までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年3月4日（水）午後4時までに入札しなければならぬ。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。なお、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第84条第1項第3号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。なお、財務規則第100条第1項第3号に該当する場合は免除する。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うこと。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期限までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。特に入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

入札件名：兵庫県立姫路特別支援学校機械警備業務委託

【配布書類】

- 入札説明書
- 仕様書
- 委託契約書（案）
- 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書
- 過去の契約実績にかかる申出書
- 仕様等に関する質問書
- 委任状
- 入札書（初度）
- 入札書（再度）
- 入札辞退書（初度）
- 入札辞退書（再度）
- 見積書（入札不調時協議用）
- 誓約書（規 運用様式8）
- 入札の注意事項

入札説明書

兵庫県立姫路特別支援学校機械警備業務委託に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
兵庫県立姫路特別支援学校機械警備業務委託
- (2) 入札公告日
令和8年2月16日
- (3) 仕様
別紙仕様書のとおり
- (4) 履行期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

【入札参加資格審査窓口】

兵庫県出納局物品管理課（電話番号：078-341-7711（内線75787））

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前出2(1)の資格を有することを証明する書類を添付して令和8年2月24日（火）午後4時までに4(1)の場所に提出すること。
- (2) 入札に参加する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)の提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

4 入札参加の申込み

- (1) 申込場所
兵庫県立姫路特別支援学校（〒671-0247 兵庫県姫路市四郷町東阿保字下戸明476番地1）
担当：中山
電話番号：079-285-3765
- (2) 申込期間
令和8年2月16日（月）から同月24日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
の毎日午前9時から午後4時まで
- (3) 申込書類
ア 「一般競争入札参加申込書」を作成のうえ上記(1)の申込場所に持参または郵送すること。
イ 前出2(1)の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを入札参加申込書に添付すること。
ただし、「物品関係入札参加資格審査結果通知書」が申込時までに送付されていない場合は、申請手続中であることを証明する書面（審査窓口の受付印が押印された申請書等）を令和8年2月24日（火）午後4時までに上記申込場所に提出すること。

(4) 一般競争入札参加資格の確認

ア 一般競争入札参加資格の確認基準日は、上記(2)の最終日とする。

イ 入札参加申込者の一般競争入札参加資格の有無については、提出のあった入札参加申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和8年2月26日(木)までに入札参加申込者に文書(一般競争入札参加資格確認通知書)で通知する。

については、返信用封筒(定形長3)を入札参加申込書に添えて提出すること。返信用封筒には、110円切手を貼付し、返信先の住所を記載しておくこと。

ウ 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次により書面(様式は任意)を提出し、契約担当者に対して説明を求めることができる。

(ア) 提出期間

令和8年2月26日(木)から同月27日(金)まで

(イ) 提出場所

上記(1)に同じ。

(ウ) 回答

説明を求めた者に対し、令和8年3月3日(火)までに書面により回答する。

(5) その他

ア 入札参加申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ 提出された入札参加申込書及び関係書類は、一般競争入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された入札参加申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 入札参加申込書の提出期限日の翌日以降は、入札参加申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 開札の日時及び場所

(1) 開札の日時及び場所

日時 令和8年3月6日(金)午後1時から

場所 兵庫県立姫路特別支援学校事務室(兵庫県姫路市四郷町東阿保字下戸明476番地1)

(2) 前出4(4)イの一般競争入札参加資格確認通知書の写しを入札書と併せて提出すること。

7 入札書の提出方法

- (1) 郵便(書留郵便に限る。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下、「郵便等」という。)による入札の場合は、入札書を封筒に入れて密封の上、その封皮にそれぞれ「入札事項名」、「入札書(初度)・「入札辞退書」(当初又は途中で辞退する場合)の区別を記入し、令和8年3月6日(金)正午までに下記の場所に必着すること。

兵庫県立姫路特別支援学校 担当：中山

〒671-0247 兵庫県姫路市四郷町東阿保字下戸明476番地1

ただし、入札資格審査時点で県の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されていない者は、開札の日時までには物品関係入札参加資格を有すると認められなければ入札書を受理できない。

- (2) 入札書を持参する場合は、7(1)に示した期限までに、7(1)に示した提出先に持参すること。

(注)初度入札の結果、落札者がいない場合は再度入札へ移行する。再度入札書については別途提出を求める。再度入札が不調になった場合、速やかに随意契約に移行し、希望者と協議を行う。見積書はFAXや電子メール(「一般競争入札参加申込書」の担当者の連絡先として届け出たメールアドレスからの発信に限る)による提出も可とする。

8 入札書の作成方法

- (1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表記すること。
- (2) 入札書は所定の別紙様式により、次の点に留意して記載すること。
 - ア 入札事項名は、前出1(1)に示した名称とする。
 - イ 年月日は、入札書の提出日とする。
 - ウ 入札者氏名は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。
 - エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名があること。
- (3) 落札の決定は、入札書の「入札金額」欄に記載された月額をもってする。
また、落札価格は、当該価格の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。
- (4) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (5) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (6) 本件の入札公告に示す入札手続等を十分承知のうえに入札すること。

9 仕様書等に関する質問

- (1) 入札説明書、仕様書等交付書類に関して疑問がある場合は、次により文書で質問すること。
 - ア 提出期間
令和8年2月16日（月）から同月20日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
 - イ 提出場所

兵庫県立姫路特別支援学校 担当 中山
所在地：〒671-0247 兵庫県姫路市四郷町東阿保字下戸明476番地1
電話番号：079-285-3765 FAX：079-285-2039
電子メールアドレス：Himeji_shien@pref.hyogo.lg.jp

ウ 提出方法

- (ア) 質問書を持参、郵送、FAX又は電子メール（「一般競争入札参加申込書」の担当者の連絡先として届け出たメールアドレスからの発信に限る）により提出すること。
 - (イ) 電子メールによる送信にあたっては、パスワード付き圧縮ファイル（ZIP形式）とし、パスワードは別メールで通知すること。
 - (ウ) 電子データは、最新のウイルス対策ソフトでウイルスチェックしたものであること。
- (2) 回答書は、次のとおり閲覧に供する。
 - ア 閲覧期間
令和8年2月26日（木）から3月3日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで
 - イ 閲覧場所 前出4(1)に同じ。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年3月4日（水）午後4時までに納入しなければならない。
ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結する場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
保険期間は本県入札の参加申込後で、令和8年3月4日（水）以前の任意の日を開始日とし、令和8年4月1日（水）以降を終了日とすること。

入札保証金または入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額（入札希望金額の100分の110）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。
また、国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき（財務規則84条第1項第3号に該当）は入札保証金を免除する。この場合、「過去の契約実績に関する申出書」を提出し、令和8年3月2日（月）午後4時までに承認を得ること。

(2) 契約保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間 60 箇月を乗じた額）の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代え提出すること。

また、過去2年間に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき（財務規則第100条第1項第3項に該当）は、契約保証金を免除する。

この場合、「様式8(第8の16関係)誓約書」を提出し、契約締結日までに承認を得なければならない。

11 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

12 無効とする入札

- (1) 前出2に示した一般競争入札参加資格がない者の入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 一般競争入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前出2に掲げる一般競争入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

13 落札者の決定方法

- (1) 前出1の業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
なお、入札書を郵送した者にあつては、立会人がくじを引くこととする。
- (3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

14 入札に関する条件

- (1) 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が令和8年3月4日（水）午後4時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、令和8年3月4日（水）以前の任意の日を開始日とし、令和8年4月1日（水）以降を終期とする入札保証保険に加入すること。
- (2) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (3) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理を

- した者の入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - (5) 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。
特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。
 - (6) 「一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書」で届け出た者以外の代理人が入札する場合は、入札書と併せて委任状を提出すること。
 - (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
 - (8) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - イ 初度の入札において、前出12及び(1)から(7)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、前出12、(3)又は(4)に違反し無効となった者以外の者
 - (9) この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

15 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

16 契約書の作成

- (1) 契約書の内容については、落札者との協議に応じる。
- (2) 落札者は契約担当者から交付された契約書に記名押印し、令和8年4月1日（水）までに契約担当者に提出しなければならない。
- (3) 前号の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。
- (5) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (6) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

17 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。
なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

18 その他の注意事項

- (1) 入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、ア 暴力団及び暴力団員でないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議がない旨の誓約書の提出を求めることとする。また、契約書には、ア及びイの場合の契約解除に関する条項を付加することとする。

19 交付書類

- (1) 入札説明書
- (2) 仕様書
- (3) 契約書（案）
- (4) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書
- (5) 過去の契約実績にかかる申出書

- (6) 仕様等に関する質問書
- (7) 委任状
- (8) 入札書（初度）、入札書（再度）
- (9) 入札辞退届（初度）、入札辞退届（再度）
- (10) 見積書
- (11) 誓約書（様式8 第5の16関係）
- (12) 入札の注意事項

20 調達事務担当

兵庫県立姫路特別支援学校 担当 中山

所在地：〒671-0247 兵庫県姫路市四郷町東阿保字下戸明476番地1

電話番号：079-285-3765 FAX：079-285-2039

電子メールアドレス：Himeji_shien@pref.hyogo.lg.jp

機械警備業務委託仕様書

この仕様書は、兵庫県立姫路特別支援学校の機械警備業務の委託内容を示すもので、委託業務を次のとおり行う。

1 警備業務の内容

- (1) 施設名称 兵庫県立姫路特別支援学校
- (2) 所在地 姫路市四郷町東阿保 476 番地 1
- (3) 契約期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日
- (4) 施設の構造 鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造等
- (5) 延べ面積 8,336.64 m²

2 業務概要

(1) 防犯サービス

委託時間

毎日 17:00～8:30

土・日・祝日及び本校の休日 8:30～17:00

対象範囲

- | | |
|------------------|---------------|
| ① 事務室（金庫を含む）・校長室 | ② 職員室・保健室・放送室 |
| ③ 木工機械室・作業室 | ④ 情報処理室 |

①～④の各エリアについて、ブロック別に運用できるようにし、事務室でその警備状態を確認でき、セット・解除等も管理できるようにすること。

また各エリアのセット・解除用カギの管理のためにキーボックスを設置することとし、①は事務室前、②～④は、職員室前に取り付ける。

(2) 防犯設備

- 1 新たな設備を導入すること。（設備一式は委託料に含めること。）
- 2 回線は受託者が準備すること。
- 3 玄関が暗証番号により解錠できること。また、閉扉により自動施錠できること。
- 4 4ブロックそれぞれ個別に警備セットできること。また事務室で警備を集中管理できること。
- 5 各ブロック毎の侵入者の立ち入りを監視できること。
（職員室内放送室には人感センサーを設置すること。）
- 6 事務室金庫の施錠ができていない場合は事務室の警備ができないようにすること。
- 7 事務室内金庫については警備セットがかかっている状態でも、こじ開け等の異常を感知できること。また異常を感知した場合は遅延なく緊急要員を派遣すること。
- 8 職員室キーBOXに鍵の収納が完了していない場合は職員室の警備ができないようにすること。
- 9 警備セット不能時に不能原因がわかるような表示を設けること。

[参考設備]

	機器	内容	個数
1	電気錠 電気錠解錠機 (テンキー4桁)	正面玄関前 電気錠の開扉ができること (手動施錠・自動施錠の切替ができ、自動施錠の場合、閉扉すると施錠できること)	各1個
2	キーBOX (テンキー4桁)	事務室前 (1ブロック分収納可能)	1個
3	キーBOX (テンキー4桁)	職員室前 (3ブロック分収納可能)	1個
4	人感センサー	各ブロックの異常を感知する	10個以上
5	マグネットセンサー	各ブロックへの侵入者を監視する 窓への取り付けが困難場合は、人感センサーとの併用により警備	16個以上
6	カードリーダー	各ブロック警備のセット・解除	4個
7	ブロックポインタ	各ブロック警備のセット・解除状況確認	4個
8	シャッターセンサー	木工室作業室シャッターの警備	1個
9	電気錠コントローラ	電気錠の開閉をコントロールできる	2個
10	警備コントローラ	警備総括機	1個
11	無線機	警備状況を監視できること	1個
12	カードキー (事務室分)	オールマイティカード	4枚以上
13	カードキー (3ブロック分)	一般カード	3 × 4 = 12枚以上

※警備できる範囲が同じであれば必ずしも同じ機器である必要はありません。

※職員一人一人にカードキーを配布するシステムではありません。キーBOXの開閉にカードキーなどが必要な場合は別途テンキー方式で解錠可能なカードキーBOXを設置してください。

(3) 火災監視サービス

委託期間 委託期間中の終日

対象範囲 自動火災報知器の範囲 (火災報知器と連動)

3 警備方法等

- (1) 受託者は「異常」を受信してこれを示す機械設備および当該機械設備の正常作動を確認し得るに必要な機器をその管制本部に設置し、業務実施時間中管制担当員を定め、契約物件にかかる「異常」の有無を間断なく監視するものとする。
- (2) 機械警備対象室は、マグネットセンサーや人感センサー等により侵入異常が感知できるようにすること。
- (3) セット・解除時及び異常発生時の警備委託者のセンターマシンへの送信は受託者の専用回線を使用して即座に行うものとし、通信費・引き込みにかかる費用は受託者が負担するものとする。
- (4) 防犯サービスについては、受託者は異常情報を受信したとき、遅滞なく緊急要員を急行させ、異常事態の確認を行うものとする。その結果、必要と認めた場合は、警察機関に通報し、緊急出動を要請

するとともに事態の拡大防止のために必要な措置をとるものとする。

(5) 火災監視サービスについて、受託者は異常情報を受信したとき、遅滞なく契約物件に電話連絡し、火災発生と判断したときは、直ちに消防関係に通報し緊急出動要請するものとし、同時に緊急要員を契約物件に急行させ必要な措置をとるものとする。そのとき、電話連絡をするも連絡不能な場合、または受託者が防犯サービスをも受託している場合で、本校により警報機器がセットされている場合（その他受託者において無人時と扱うことができる状態）において異常情報を受信したときは、受託者は遅滞なく緊急要員を契約物件に急行させ、火災の有無の確認を行うとともに、必要と認めた場合は消防機関に通報し、緊急出動を要請するものとする。

(6) 受託者は、警備対象物件の異常対処の内容について、速やかに委託者に報告書を提出すること。

4 その他留意事項

(1) 入札金額は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、1ヶ月間の警備業務委託料として、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

(2) 現在設置されている、県が所有する機器（買取機器：配線・金庫ピタゴラス410容量約411L）を取替えてもよいこととする。その場合、新機種（機械設置費含む）は買取らずレンタルとして委託料に含め、契約書に警備システムが分かる書類を添付すること。

(3) 買取機器の撤去・移設に伴う経費が必要な場合は、入札金額に含めること。

(4) 配線について、設置費用は委託料に含め、契約期間内での減価償却とし、契約終了後は学校に帰属するものとする。契約期間中に配線に補修または取替えを要する事象が生じた場合は、受託者の負担により補修または取替えを行うものとする。

(5) 契約期間満了により契約終了した場合、機器撤去料は受託者の負担とする。

(6) 毎日の解除時間・セット時間の記録を紙媒体による報告またはインターネット等で閲覧できるようにすること。紙媒体での報告の場合は月ごとに作成し、翌月10日までに提出すること。

(7) 受託者が変更になる場合は、警備に間隙が生じないように新旧受託者間で協議すること。

(8) 受託者は、この業務仕様書に記載する事項のほか、この業務に必要な法令等を遵守し、現場等を熟知のうえ入札すること。

兵庫県立姫路特別支援学校機械警備業務委託契約書（案）

収入印紙

兵庫県立姫路特別支援学校（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、兵庫県立姫路特別支援学校の警備業務について次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- 業務内容 夜間及び休日等における防犯・防災体制強化のための機械警備業務、具体的な内容は本書添付の「仕様書」のとおり
- 履行場所 兵庫県姫路市四郷町東阿保476番地1
兵庫県立姫路特別支援学校

（処理方法）

第2条 乙は、この契約、甲が示した仕様書、及び甲の指示するところに従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、委託業務を履行するものとする。

（委託期間）

第3条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、月額金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）とする。ただし、この契約の履行にあたり履行期間に1ヶ月未満の端数が生じたときは、月額の業務委託料をその月の日数で除して得た額に履行した日数を乗じて得た金額（円未満切り捨て）を当該月にかかる業務委託料とする。

（契約保証金）

第5条 ①乙は、この契約の締結と同時に、甲に契約保証金として、金 円を納付する。【担保を徴するときは、担保の種類及び額】

②甲は、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第100条第1項第○号の規定により、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（警報機器等の設置場所及び種類等及び経費負担）

第6条 この契約を履行するにあたり、必要な警報機器等の設置場所、種類及び概要は設置図面のとおりとする。

- 警報機器は、乙がこれを設置し、その所有権は乙に帰属する。
- 電気配線は、乙がこれを設置し、契約期間中に劣化、消耗による不具合が生じた場合は乙の費用をもって修復するものとする。ただし、契約終了後は原価償却をしたものとし、その所有権は甲に帰属する。
- 警報機器等の設置等に要した費用は、乙の負担とする。ただし、対象施設の増築又は改築等により、既設の警報機器等の移動又は変更等の必要が生じた場合は、甲は、当該移動又は変更等の15日前までに乙に通知し、当該工事費は甲が負担する。
- この契約の履行を完了したときは、乙は、自己の負担により速やかに警報機器を撤去する。

(警報機器等の維持管理の方法)

第7条 乙は、警報機器等を常に正常かつ円滑に運用できるよう維持管理につとめなければならない。

2 甲は、警報機器等の取り扱いについて過誤のないよう注意するとともに、故障が生じたときは直ちに乙に通知する。

3 乙は、前項の通知を受けとったときは、速やかに警報機器等の点検を行い、その結果を甲に報告する。

4 甲の責に帰すべき理由による警報機器等の補修又は交換に要する経費は、甲が負担する。

(秘密の保持)

第8条 乙は、委託業務の処理に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。乙がこの契約の履行を完了した後（契約を解除した場合も含む）も同様とする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第10条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第11条 乙は、委託業務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 前項における主体的部分とは、委託事務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分をいう。

3 乙は、委託事務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲に書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。

4 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認をえた第三者についても、同様とする。

5 乙は、委託事務の一部を再委託先等から、さらに第三者に再委託等させる場合（3次委託等）には、甲に対し、当該第三者の再委任等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。

6 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

7 乙は、委託業務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対して全ての責任を負うものとする。

(内容の変更等)

第12条 甲は、必要に応じて、仕様書等及び委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。

この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(生成AIの利用に関する保証)

第13条 乙は、委託業務を処理するにあたり、生成AI（人工的な方法により学習、推論、判断等の知識機能を備え、かつ、質問その他のコンピュータに対する入力情報に応じて当該知識機能の活用により

得られた文章、画像、音声等の結果を自動的に出力するよう生成されたプログラム及び当該プログラムと連携して動作するプログラムをいう。以下同じ。)を利用する場合には、甲に対し、委託業務の処理の過程において第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害しておらず、成果物が第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害していないことを保証する。

(生成A Iへの入力及び出力結果)

第14条 乙は委託業務を処理するに当たり、生成A Iを利用する場合には、委託業務の処理に関して知り得た秘密及び個人情報を生成A Iに入力してはならず、生成A Iの出力結果を確認して修正することなく成果物として甲に提出してはならない。

(調査等)

第15条 甲は、乙の委託業務の処理状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して乙に適正な履行を求めることができる。

2 乙は、特別な理由がない限り、前項の調査又は報告に応じることとし、この契約の終了後も、この契約が終了する日(以下「契約終了日」という。)の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は、同様とする。

(業務の報告)

第16条 乙は、毎月業務が完了した際には、翌月に請求書とともに、業務報告書を提出することとする。また、異常対処の場合は、実施後速やかに報告書を甲に提出するものとする。

(委託料の支払)

第17条 乙は、第4条の委託料を毎月甲に請求し、甲は適正な委託料請求書を受理した日から30日以内にこれを支払うものとする。ただし特別な理由がある場合は、この限りでない。

(危険負担)

第18条 委託業務の処理に関して乙の責に帰すべき理由により生じた損害については、甲に対してその損害を賠償するものとする。

(契約不適合責任)

第19条 甲は、契約の内容に適合しない状態(以下「契約不適合」という。)があるときは、乙に対して、その契約不適合の修補による履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追完の請求(以下「追完請求」という。)に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。この場合において、委託料の減額の割合は引渡日を基準とする。

4 追完請求、前項に規定する委託料の減額請求(以下「委託料減額請求」という。)、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が甲の与えた指図によって生じたものであるときは行うことはできない。ただし、乙が、その指図が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

5 甲が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、委託料減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合の違約金)

第20条 乙の責に帰すべき理由により、履行期限内に契約を履行しないときは、乙は、違約金を甲に支

払わなければならない。

2 前項の違約金の額は、次の割合で計算した額とする。

委託料×12月×年利10.75%×履行遅滞日数／365日

(解除等)

第21条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行着手期限を過ぎても履行に着手しないとき。
- (2) 履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第19条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 乙又はその代理人その他の使用人が監督又は検査に際し、職務執行を妨げたとき。

第21条の2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。
- (2) 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。

第21条の3 甲は、第21条各号又は前条各号に規定する場合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

- 2 甲は、翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。
- 3 前2条の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は、次で示す金額の10分の1に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、この契約が解除された場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

[当該解除日の翌日から本契約満了日までの期間に対する委託金額]

- 4 前項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができる。
- 5 前2条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても乙は甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。
- 6 甲は、前2条の規定により、この契約を解除したときは、乙の請求により既済部分の代価を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。
- 7 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(暴力団等の排除)

第22条 甲は、第24条第1号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者(以下「暴力団等」という。)であると判明したとき、又は第11条に規定する第三者が暴力団等であると知りながら次条の規定に違反したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前条第3項から第7項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第23条 乙は、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等を受託者としてはならない。

2 乙は、この契約に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が暴力団等であると判明したときは、当該受託者との契約を解除しなければならない。

第24条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

(1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第25条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。また、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が不当介入を受けた場合も同様とする。

(適正な労働条件の確保)

第26条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

(遅延利息)

第27条 乙は、第20条第1項又は第21条の3第3項の規定による違約金を甲が指定する期限までに納付できない場合は、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年3パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付しなければならない。

(賠償の予約)

第28条 乙は、乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号の一に該当したときは、契約金額（委託料×契約月数）の10分の2に相当する額を賠償金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。委託事務が完了した後も同様とする。

(1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6による刑が確定したとき。

(2) 刑法第198条による刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(氏名等の公表)

第29条 甲は、乙が関係法令若しくは契約事項に違反するとき又は第15条第1項の規定による調査等に誠実に応じないときは、その旨及び乙の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）その他甲が必要と認める事項を公表することができる。

2 前項の公表は、当該事案が悪質又は重大である場合その他甲が必要と認める場合において実施するものとする。

3 前2項の規定は、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は、適用があるものとする。

(帳簿等の備付け)

第30条 乙は、当該委託業務にかかる収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む

6 会計年度の間は、これらの書類を保管しなければならない。

(所轄裁判所)

第 31 条 この契約にかかる訴訟の提起については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(補則)

第 32 条 この契約書に定めのない事項については、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）によるほか、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 8 年 4 月 1 日

甲 兵庫県姫路市四郷町東阿保字下戸明 4 7 6 番地 1

兵庫県立姫路特別支援学校長

乙

誓約書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記1又は2に該当する者をその受託者とししないこと
- 4 上記1、2及び3に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

年 月 日

兵庫県立姫路特別支援学校長 様

所在地

名称

代表者職氏名

電話 () ー 番

電子メール

【個人情報取扱特記事項】

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第5 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄又は消去し、甲に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(特定の場所以外での取扱いの禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を取り扱うときは、乙の事務所内において行うものとし、甲が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

(事務従事者への周知及び指導・監督)

第9 乙は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

(責任体制の整備)

第10 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び事務従事者の管理体制・実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。

2 乙は、前項の責任者及び事務従事者を変更する場合は、甲に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第11 乙は、委託業務の一部を第三者（乙の子会社を含む。）に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。

2 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。

3 乙は、委託業務の一部を再委託先から、さらに第三者に再委託等させる場合（3次委託等）には、甲に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。

4 再委託等する相手方の変更等を行うとする場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

5 乙は、委託業務の一部を再委託等する場合には、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

6 乙は、再委託先に対して、本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第13 甲は、乙及び再委託先が契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(遵守状況の報告)

第14 甲は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を乙に求めること及び当該取扱いについて乙に適切な措置をとるよう指示することができる。

2 乙は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(事故発生時における報告)

第15 乙は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者と連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ積雪に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

第16 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により被害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第17 甲は、乙が本特記事項に定める規定に違反し、または怠ったことにより損害を被った場合には、乙に対して損害の賠償を求めることができる。

【適正な労働条件の確保に関する特記事項】

(基本的事項)

第1 乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

(1) 乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）

(2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、乙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。）（当該業務に直接従事しない者を除く。）

(受注関係者に対する措置)

第2 乙がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

2 乙は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、受注関係者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者（受注関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。

(1) 乙に対し第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

(特定労働者からの申出があった場合の措置)

第3 甲は、特定労働者から、乙又は受注関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

2 甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。

3 乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

4 乙は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

5 乙は、第1項に規定する特定労働者が受注関係者に雇用されている場合において、第2項の報告を求められたときは、当該受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を甲に報告しなければならない。

6 乙は、受注関係者に雇用されている特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該受注関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう求めなければならない。

7 甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第5項、第4の第2項、第4項及び第5の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

第4 甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

2 乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。

3 甲は、労働基準監督署から受注関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を当該受

注関係者に行うことを求めるものとする。

4 乙は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、甲が定める期日までに当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(労働基準監督署長等から行政指導があった場合の措置)

第5 乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。

3 乙は、受注関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、当該受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

4 乙は、前項の場合において、同項の受注関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、当該受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

第6 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が、甲に対し 第4の第2項、第5の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 乙が、甲に対し 第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。(乙が、第2の第1項の誓約をした受注関係者に対して、第4の第3項に規定する指導及び第4の第4項、第5の第3項又は第4項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が乙に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。)

(3) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。(乙が第2の第4項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。)

(損害賠償)

第7 乙又は受注関係者は、第6の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(違約金)

第8 乙は、第6の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表（第1関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

誓約書

下記1の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

記

1 契約名

兵庫県立姫路特別支援学校機械警備業務委託契約

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
 - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
 - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
 - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあつては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、この誓約書と同じ内容を遵守するよう誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
- (4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
- (5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
 - ア 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和 年 月 日

兵庫県立姫路特別支援学校長 様

所在地

名称

代表者職氏名

電話 () ー 番

電子メール

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

一般競争入札参加申込書 兼競争参加資格確認申請書

年 月 日

契約担当者
兵庫県立姫路特別支援学校長 高橋 幹夫 様

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

公告のあった下記調達に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、確認書類を添えて入札申し込みします。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札件名 兵庫県立姫路特別支援学校機械警備業務委託
- 2 確認書類 物品関係入札参加資格審査結果通知書（写し）
- 3 本件入札に当参加し、権限を行使する者を以下のとおり届け出ます。

所属部署名： _____ 職・氏名： _____

- 4 連絡先（担当者）

所属： _____ 電話： _____

氏名： _____ F A X： _____

メールアドレス： _____

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫県立姫路特別支援学校長 様

過去の契約実績に関する申出書

所在地.....

商号又は名称.....

代表者職氏名.....

電話番号.....

E-mail.....

※電話番号、E-mail は代表者が所属する部署のものを記載ください。

担当者（部署、職氏名）

電話..... FAX.....

E-mail.....

.....入札保証金を免除いただくため、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 84 条第 1 項第 3 号に規定する過去の契約実績について、下記のとおり申し上げます。.....

記

- 1 入札保証金の免除を受ける物品調達等の件名
兵庫県立姫路特別支援学校 機械警備業務委託

2 過去の契約実績

契約の相手方	契約の件名	契約日	契約金額（円）	履行期間

（記載にあたっての注意事項）

- 国（公社、公団を含む）及び地方公共団体（公社等を含む）の入札案件に係る契約実績を記入すること。ただし、民間企業との契約実績は対象外とする。
- 対象となる契約実績は、購入契約実績、請負契約実績、賃貸借契約実績のいずれでも可。なお、賃貸借契約実績については、契約期間（履行期間）を通じた全額（月額×履行期間の月数）を契約金額として記入すること。
- 記入した契約実績に係る契約書及び仕様書の写し等を添付すること。
- 当該免除の認定結果は、別途通知する。

委任状

入札公告されている 兵庫県立姫路特別支援学校機械警備業務委託 一式 案件について、私は下表に記載した者に入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

部署名・職名	ふりがな 氏名

令和 年 月 日

兵庫県

契約担当者 兵庫県立姫路特別支援学校長 様

住 所

商号又は氏名

代表者氏名

印

《連絡先》

部署名：_____

職・氏名：_____

電 話： _____

業務番号	第 3 号
------	-------

入札書（初度入札）

件名 兵庫県立姫路特別支援学校 機械警備業務委託

入札金額 月額 円

(消費税及び地方消費税別)

契約期間 令和8年4月1日 から 令和13年3月31日

上記の委託業務については、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

この入札書に記載する申込内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫県立姫路特別支援学校長
高橋 幹夫 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名
代理人氏名
電話番号
メールアドレス

なお、
当社

課税事業者
は、消費税に係る であることを届出ます。
私 免税事業者

(注) 課税事業者・免税事業者のうち該当する文字を囲むこと。

業務番号	第 3 号
------	-------

入札書（再入札用）

件名 兵庫県立姫路特別支援学校 機械警備業務委託

入札金額 月額 円

(消費税及び地方消費税別)

契約期間 令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 1 3 年 3 月 3 1 日

上記の委託業務については、財務規則（昭和 3 9 年兵庫県規則第 3 1 号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

この入札書に記載する申込内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫県立姫路特別支援学校長
高橋 幹夫 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名
代理人氏名
電話番号
メールアドレス

なお、
当社は、消費税に係る課税事業者
私 であることを届出ます。
免税事業者

(注) 課税事業者・免税事業者のうち該当する文字を囲むこと。

入札辞退届【初度入札】

入札事項 兵庫県立姫路特別支援学校機械警備業務委託

上記について、都合により 初度入札 を辞退します。

令和8年 月 日

契約担当者

兵庫県立姫路特別支援学校長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電話番号

メールアドレス

入 札 辞 退 届 【再度入札（2回目）】

入札事項 兵庫県立姫路特別支援学校機械警備業務委託

上記について、都合により 再度入札 を辞退します。

令和8年 月 日

契約担当者

兵庫県立姫路特別支援学校長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電 話 番 号

メールアドレス

見 積 書

件名 兵庫県立姫路特別支援学校機械警備業務委託

見積金額 ￥ _____ (月額)
(消費税及び地方消費税別)

契約期間 令和8年4月1日 から 令和13年3月31日

上記の業務委託については、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、契約条項
その他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって見積します。

令和8年 月 日

契約担当者
兵庫県立姫路特別支援学校長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名
代理人氏名
電話番号
メールアドレス

当社 課税事業者
なお は、消費税にかかる であることを届け出ます。
わたし 免税事業者

※この見積書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に
係る予算が議決され、その予算の執行が可能となったときに効力を生じる。

連絡先氏名： _____

連絡先TEL： _____

様式8 (第5の16関係)
(誓約書)

誓 約 書

下記1の契約(以下「本契約」という。)に係る契約保証金の免除について、下記2の事項を誓約する。

記

1 契約名

兵庫県立姫路特別支援学校機械警備業務委託契約

2 誓約事項

(1) 次の契約について、すべて誠実に履行したこと。

契約履行年月日	契約名	契約金額	契約の相手方

(2) 本契約についても、誠実に履行すること。

(3) 上記(1)及び(2)に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和 年 月 日

兵庫県立姫路特別支援学校長 様

所在地
名称
代表者職氏名
電話
電子メール

様式8（第5の16関係）
（誓約書）

[留意事項]

誓約書の2(1)には、過去2年間（注1）に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体（注2）とその契約と種類（注3）及び規模（注4）をほぼ同じくする（注5）契約を数回以上（注6）にわたって締結し、履行したのみを記入すること。また、その契約実績が確認できる書類（契約書（変更契約書を含む。）の写し、履行実績証明書等のいずれか）を添付すること。ただし、入札参加申込時等に提出したものと同一のものであれば添付不要とする。

（注1）「過去2年間」とは、契約を締結しようとする日を起算日とする。

（注2）「その他知事が指定する公共的団体」とは、兵庫県住宅供給公社、兵庫県道路公社、兵庫県土地開発公社又は国若しくは兵庫県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社をいう。

（注3）「種類」とは、次表のとおりとする。（例示）

区 分	種 類
物品関係役務の調達契約	・ 製造の請負 ・ 物件の買入れ、借入れ ・ 測量・建設コンサルタント等業務以外の役務の調達

（注4）「規模」とは、契約金額をいう。ただし、長期継続契約による場合は、契約書に月額の記事があるときは、契約金額に12を乗じて得た金額とし、月額の記事がないときは、契約総額を契約月数で除した額に12を乗じて得た金額を指すものとする。

（注5）「ほぼ同じくする」とは、契約予定金額の7割に相当する金額以上のものをいう。

（注6）「数回以上」とは、2回以上をいう。

入札の注意事項

- 1 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書について【期限:令和8年2月24日(月)】
 - (1) 押印は不要ですが、所在地、商号又は名称、代表者、電話番号、メールアドレスを明記してください。
 - (2) 代表者ではなく代理人が権限を行使する場合は、権限を行使する者を参加申込書に記入してください。
 - (3) 物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録のない支店の支店長等が代理人として権限を行使する場合は、入札前までに変更登録を完了してください。

- 2 委任状について
 - (1) 参加申込時に届け出た代理人が急遽変更となる場合は、入札執行者に連絡の上、入札前までに委任状(押印あり)を提出してください。
 - (2) 権限を行使する者が参加申込時に届け出た代表者又は代理人から変更がない場合は委任状の提出は不要です。
 - (3) 委任者は原則として、入札参加申込者(代表者)と同一とします。
 - (4) 物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録のない支店の支店長等が提出する委任状は受け付けできません。

- 3 入札書について【期限:令和8年3月6日(金)正午必着】
 - (1) 押印は不要ですが、所在地、商号又は名称、代表者、電話番号を明記してください。
 - (2) 代表者もしくは参加申込書又は委任状で届け出のあった者以外が入札権限を行使するときは入札書の受領ができませんのでご注意ください。
 - (3) 入札金額は、契約希望月額(消費税及び地方消費税相当額を除く)を記入してください。
 - (4) 入札金額を訂正した入札書は無効となります。
 - (5) 初度入札に付し、予定価格を超過していた場合、再度入札へ移行します。再度入札書については別途提出を求めます。

- 4 見積書について
 - (1) 入札が不調になった場合に、希望者と協議を行う際に使用するものです。入札時に誤って見積書を提出しないようご注意願います。
 - (2) 押印は不要ですが、所在地、商号又は名称、代表者、電話番号を明記してください。
 - (3) FAX や電子メール(「一般競争入札参加申込書」の担当者の連絡先として届け出たメールアドレスからの発信に限る)による提出も可とします。

- 5 消費税及び地方消費税(相当額)について
 - (1) 入札書・見積書には、消費税及び地方消費税(相当額)は記入しないでください。
※ 消費税及び地方消費税(相当額)は契約の段階で加算します。